

2025年12月吉日

お客さま各位

株式会社みなど銀行

財産形成預金「契約の証」の取扱変更（廃止）について
「契約の証」の廃止に伴う財産形成預金各種規定の改定について

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、財産形成預金（以下、「財形」という）のお手続きの際、「契約の証」のご提出をお願いしてまいりましたが、お客さまの事務手続負荷の軽減を目的として、下記のとおり、2026年4月1日（水）から、財形に係る全てのお手続きについて、「契約の証」のご提出を不要といたします。これに伴い、財形各種規定を2026年4月1日付で改定いたします。

なお、お取引内容に変更はございませんので、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

● 「契約の証」の取扱変更

1. 新規ご加入時、「契約の証」は不発行となります。
2. 全ての手続きに「契約の証」のご提出は不要となります。
3. 発行済みの「契約の証」の保管も不要となります。

※ 「契約の証」とは

財形取引において、通帳の発行に代え、お取引の証として弊社が発行している証書です。

財形（一般財形、住宅財形、年金財形）の種類ごとに、ご加入者様に発行しております。

- ・「契約の証」…財産形成定期預金ご契約の証

● 改定する規定

＜改定日：2026年4月1日（水）＞

「契約の証」について記載されている箇所を改定します。

改定箇所は、下表〔改定内容〕よりご確認ください。

財形預金	<ul style="list-style-type: none">・財形積立式定期預金規定 〔改定内容〕・財形積立式定期預金(5年定期コース)規定 〔改定内容〕・財形住宅預金規定 〔改定内容〕・財形住宅預金(5年定期コース)規定 〔改定内容〕・財形年金預金規定 〔改定内容〕
------	--

以上